

各 位

大阪桐蔭会計処理問題について（ご報告）

この度の大阪桐蔭会計処理問題におきまして、平成 27 年 3 月 17 日付で「大阪桐蔭会計処理問題に係わる第三者委員会」より調査報告書が提出されました。

これを受けて、当法人としましては「大阪桐蔭会計処理問題対応委員会」を組織し、損害賠償請求、刑事告訴、模擬試験受験料等の精算処理、責任の所在等について対応方針を取りまとめましたので、ここにご報告申し上げます。

今後、この報告内容の具現化に取り組むことはもちろん、皆様の期待を裏切らないよう教育機関としての責務を果たし、当法人の信頼回復を図りたい所存です。

平成 27 年 6 月 5 日
学校法人大阪産業大学

大阪桐蔭会計処理問題報告書

平成27年6月1日

学校法人 大阪産業大学

はじめに

平成26年10月23日開催の教職員労働組合との団体交渉において、大阪桐蔭中学校高等学校（以下「桐蔭中学高校」という）における模擬試験等の受験料に関して簿外資金が存在するとの指摘を受け、その事実を調査したところ、模擬試験の受験料に関する簿外資金、副教材費および実習費に関する簿外資金、検定試験の受験料に関する簿外資金のほか、大阪産業大学附属中学校高等学校（以下「産大中学高校」という）においても、検定試験の受験料に関する簿外資金が存在することが発覚致しました。

そこで、これら一連の簿外資金に関して調査することで実態を解明し、原因究明、責任の所在、再発防止策の提言を求める第三者委員会（構成：弁護士2名、公認会計士2名、教育関係者1名 計5名）を平成26年12月19日付設置しました。同委員会は14回に亘り審議を重ね、平成27年3月17日、学校法人理事長に対して取りまとめられた報告書を提出し、同年3月25日には大阪市内において記者会見を開催し、その内容を公表致しました。

法人は、第三者委員会の提言を真摯に受け止め、同年3月30日、大阪桐蔭会計処理問題対応委員会（構成：法人関係者6名、オブザーバー数名）を組織し、「損害賠償請求」「刑事告訴」「模擬試験受験料等の精算処理」「責任の所在」等について、外部の弁護士を介して実施した関係者へのヒアリング結果を踏まえ検討を重ねた結果、このたび、各提言に関する法人の対応方針をとりまとめました。なお、問題が多岐にわたることや保存書類が限られることで、調査が思うように進まなかったことは事実で、全容解明に向けて継続して調査・検討することと致します。

今後、この報告書に取りまとめた方針の具現化に取り組むことはもちろん、桐蔭中学高校に在籍または今後入学を志望される生徒保護者の皆様の期待を裏切らないよう教育機関としての責務を果たし、当法人の信頼回復を図りたい所存です。

I. 経理の実態

経理規程では、予算責任者は校長とされ、予算責任者は理事会が決定した予算編成の基本方針にそって事業計画書を作成し、これに基づく予算書を作成しなければなりません。また、桐蔭中学高校における金銭の出納責任者は事務長とされ、一方、産大中学高校においては金銭の出納責任者は会計課長とされています。しかしながら、これらの職制はほとんど機能していなかったのが実状です。

その上で、特に桐蔭中学高校では長年資金を蓄えてきた前校長の a 氏（以下「a 氏」という）および前事務長事務取扱の b 氏（以下「b 氏」という）の存在は絶対的でありました。また、b 氏の前任で元事務長の c 氏（以下「c 氏」という）も金庫の鍵や銀行印の保管を b 氏 にほぼ完全とっていいほど委ねていました。

更に、a 氏は平成25年3月に校長退任後、教育相談役に就任しましたが、変わらず学校運営を掌握しており、a 氏 および b 氏の両氏が経理部門をも実質上仕切っていました。結果的にこれが正常な事務員相互のチェック体制を阻害する要因であると考えられます。

II. 原因分析

※標記方法

- A問題：桐蔭中学高校における模擬試験の受験料に関する簿外資金問題
- B問題：桐蔭中学高校における副教材費及び実習費に関する簿外資金問題
- C問題：桐蔭中学高校における検定試験の受験料に関する簿外資金問題
- D問題：産大中学高校における検定試験の受験料に関する簿外資金問題

A問題は、正規の経理処理では処理できない部分を補完するために a 氏 の指示により模試口座にプールされていたものと、桐蔭中学高校 元進路指導主事 d 氏（以下「d 氏」という）による現金徴収金分は渉外費等に費消されていました。

次に、B問題は、副教材費および実習費として生徒保護者から徴収した金員を実費精算せずに差額を蓄え、なおかつ、それらは主に渉外活動費等として所定の手続きを経ずに費消されていたものであります。

これらの簿外取引が a 氏 及び b 氏 を中心に実施されていたこと、本来経理責任者であるはずの c 氏 も事務処理のほとんどを b 氏 に委ねていたことから、相互のチェック体制が整っていなかったことは前述の通りです。この背景には、産大高校大東校舎設置から大阪桐蔭高校へと独立し、現在に至るまで事務室要員の人事異動が閉鎖的であったことも含めて、桐蔭中学高校の発展に寄与した a 氏 の発言力が大きかったために、これらの問題が明るみになるまでかなりの時間を要したことが本件の主な原因であります。加えて、事務処理を担っていた者を含めて経理規程をはじめ諸規程が一切遵守されていなかったことが言えます。

次に、C問題に関しても、特に e 氏（桐蔭中学高校の購買部）（以下、「e 氏」という）が業務代行して以降では b 氏 の影響が強く、また、e 氏 が代行する以前は、各教科の教員それぞれが担当していましたが、検定料などの管理が極めて杜撰なものであって、教員の経理規程遵守の意識が極めて乏しいことも主な原因と言えます。

尚、D問題は希望者を対象に各教科の教員が授業時間外で実施していました。また、事務手数料は各検定協会が定めたものを簿外管理していましたが、費消先に一部不適切な部分はあるものの、実施形態に悪質性は認められません。これは、長年の慣行が規程の遵守意識を希薄にさせたものと言えます。

III. 責任の所在

本件の簿外処理のうちの一部は、主に桐蔭中学高校 事務部会計課主任 f 氏（以下「f 氏」という）および桐蔭中学高校 事務部総務課主任 g 氏（以下「g 氏」という）により、それぞれ徴収された目的に支出されていますが、その他については、a 氏、c 氏 および b 氏、または d 氏 によって目的外に費消されていました。また、その費消方法も前述したように適切な決裁手続きを踏んだものでなく、いわば、無秩序に費消されたものでした。

そこで、責任の所在を検討すると、f 氏 および g 氏 は本件の簿外処理は上司の指示に基づき、所定の事務手続きを行ったものであり、両名が主体的にこれら費消に関与していたことは認められず、民事上の責任を問うことはできません。

これら総合的に判断すれば、本件の簿外処理は、 a 氏 、 c 氏 、 b 氏 、 d 氏 に多大の責任があると言わざるを得ません。加えて、 e 氏 につきましても正式な業務委託契約もなく、曖昧なかたちで事務手数料を取り扱っていたことも見逃せない事実です。

一方、産大中学高校での各種検定試験実施要領は、年間行事に位置づけられ、職員会議において決定されています。その事務手数料も各教科の教員が管理していました。

IV. 調査報告ならびに提言への対応

1. 損害賠償請求（民事）【 調査報告書 p. 53 下段～ p. 57 中段 】

【 対 応 】

d 氏 及び b 氏 は、保護者から徴収された金員を事実上管理していました。関係者から提出されたこれら金員に係る領収書等の証憑類の中には、模擬試験の受験料や副教材費の支払いのほか、学校設備の改修や修繕に要した費用の支払いなどが確認されました。ただし、 d 氏 は個人的に費消したものであるかの根拠はないものの、金員（21,274,000 円）を学校法人に返金しています。

一方、 a 氏 は渉外活動における諸費用については学校法人の適切な会計処理により賄われていたと供述しましたが、その供述を裏付ける信憑性は認められず、 b 氏 は、 a 氏 の指示の下で、簿外取引で捻出した金員をさまざまな支払いに充てていたことが認められます。また、 c 氏 は当時事務長という立場に鑑みれば、少なくとも b 氏 の簿外取引および費消行為を止める注意義務があったと言えます。

なお、今年 4 月に入り、第三者委員会での調査に応じられなかった b 氏 および a 氏 に、弁護士を介してヒアリングが実現しました。その中で、 b 氏 および a 氏 の言い分または b 氏 と e 氏 の言い分に齟齬があることが認められました。

A および B 問題における関係者の目的外使用は明らかであります。これら費消内容が業務関連費なのかまたは私的流用なのかについて、現在、外部の弁護士において、分析・調査を進めるとともに、法的措置を含めた責任の追及方法を検討しております。この結果において、私的流用金額が明らかになった時点で、 a 氏 、 b 氏 、 c 氏 に対して法人として返還請求します。その上で、返還請求に応じない場合は、損害賠償請求の手続きに入ります。

2. 業務上横領等（刑事告訴）【 調査報告書 p. 57 中段～p. 59 下段 】

【 対 応 】

簿外取引による余剰資金が a 氏 および b 氏 の独断で費消されていたことや、A 問題では模試口座から七夕会口座へ資金移動され、その後、七夕会口座から a 氏 及び h 氏 の各人の個人名義口座へ合計 1,700 万円が資金移動されていたこと、加えて、進路指導主事であった d 氏 については、自身が渉外費等に費消したとして 21,274,000 円を学校法人に返金していますが、この信憑性には疑問が残り、金員を管理していたパソコンが突然壊れるという不可解な部分があります。

次に、B問題は本来実費精算すべきところ、長年にわたり返還義務を怠っていたため、結果的に多額の債務を法人に負わせることは明らかであります。

更に、外商 1 から提供された取引明細で、1点 50万円を超える極めて高額な商品に関する支出が、少なくとも平成 15年以降、12点存在しており、その合計額は 1,032万 3,158円に上ります。このように、50万円を超え、中には144万円余りの贈答品を贈るということは、社会常識に照らしても接待の域を逸脱しており、学校法人の支出として正当化することは困難です。

以上のことから、A問題の七夕会口座から a氏 及び h氏 の各人の個人名義口座への合計 1,700万円の移動資金については同額が返還されているものの、明らかに業務上横領にあたります。また、d氏 についても返金額が妥当なのかは調査の術がなく、業務上横領として捜査を検察当局に求めます。

また、B問題においては実費精算の原則があったにも拘わらず返還義務を怠っていたため、結果的に債務を法人に負わせるとともに、独断で社会通念上あり得ない高額な品物を購入し、渉外活動をしていたことは背任行為にあたります。

従いまして、a氏、b氏 および d氏 に対して、それぞれの理由により刑事告訴します。

但し、c氏 については b氏 の業務執行状況を認識しながら、黙認していたことは注意義務を果たしていなかったと言えるが、刑事告訴するに値する事実確認ができないことから、懲戒処分対象者とします。

3. 模擬試験受験料等の精算処理 【調査報告書 p. 47 下段～p. 49 中段】

【対応】

〈1〉返還対応についての基本的な考え方について

大阪府の「授業料の定義について」の中で、原則として、授業料とは当該私立高校に在籍することによって、保護者が学校法人に対して負担する全ての納付金とする。ただし、学校法人以外が別途管理するPTA会費、生徒会費などや修学旅行積立金、学年費および雑費など実費弁償的なものについては、授業料の対象外とする（学校法人会計において、預り金処理していること。）と定義されています。

また、副教材や模擬試験等に関する実費相当分は、学年終了時又は卒業時に精算することも明記されています。

この実費弁償の考え方に従って、該当年度に在籍していた生徒保護者の皆様に、以下のとおり残余金を返還対応致します。

なお、責任を持って速やかに返還対応を実行するために、当法人内に専属の担当者配置するとともに、ホームページに専用窓口を設置して対応する所存です。

(1) A問題 模擬試験の受験料について

桐蔭中学高校で実施している模擬試験については、生徒保護者から徴収した受験料と模擬試験業者に支払う代金には事務手数料相当分の差額があり、その余剰資金としての累積額が平成26年度末には約8,955万円に及んでいます。本来、事務手数料相当分の差額については実費精算を行い、余剰部分については生徒保護

者への返還が必要となります。

同校では、設立当初から学校内で模擬試験を実施していますが、記録が残っていないことから、過去に遡って事務手数料相当分の差額のうち実費部分を計算することが困難であるため、実費部分を含む余剰資金全額を返還の対象とします。

返還の計算方法につきましては、過去の年度毎の余剰資金残高を基に、模擬試験の実施記録、学年、コース・類等に応じて、極力不公平が発生しないように返還額の計算を行い、その内容について各年度に在籍していた生徒保護者の皆様に文書等によりご説明のうえ返還致します。

(2) B問題 副教材費及び実習費について

平成16年度以降に在籍していた生徒保護者の皆様には、各年度の現金出金額および徴収記録等をもとに返還額の計算を行います。また、平成15年度以前の各年度に在籍していた卒業生保護者の皆様に対しても、徴収記録等の更なる調査をすすめ返還額の計算を行い、その内容について文書等をもってご説明のうえ返還致します。

なお、e氏への預け金につきましては、同文具の説明内容が一貫していないことから、更なる調査を進めたうえで返還額に加算致します。

(3) C問題 桐蔭中学高校における検定試験の検定料について

学校が受け取る事務処理費用の使用方法は、基本的に学校に任されていますが、「検定料の実質的な割引」と誤解を受けるような取扱は各検定協会から原則禁じられています。

本件C問題における各検定協会から事務処理費用として受領した累積残高は、平成26年度末には約273万円です。この残高を生徒保護者の皆様に直接的に返還することは、検定料の実質的な割引と誤解を受ける可能性がありますので、この残高を収入として計上し別途管理のうえ、同校の教育レベル向上等の事業資金として活用させて頂きたいと考えています。

(4) D問題 産大中学高校における検定試験の検定料について

C問題同様に、事務処理費用が簿外処理されておりましたか、各検定協会の取り扱い方針に沿って、平成26年度分を含めて約71万円を学校法人会計に収入計上し、同校の教育レベル向上等の事業資金として活用させて頂きたいと考えています。

〈2〉平成27年度以降の模擬試験代金等の徴収方法について

A. 桐蔭中学高校

- ① 模擬試験は、ほぼ全員を対象とする模擬試験と希望者を対象とする模擬試験があります。受験意思を生徒保護者宛の文書により確認した後に、模擬試験業者からの請求金額と同額の受験料を学校指定金融機関への振込または自動で引き落としによって徴収のうえ預り金として管理します。
- ② 副教材（参考書）の販売は、保護者負担を軽減するという観点から、学校指定業者に業務委託し、副教材の引き渡しおよび代金の振込は、業者と生徒

保護者の直接取引により行う予定です。また、生徒保護者自らが書店で購入することも認めます。

- ③ 実習費については、従来どおり「学校行事積立金」（預り金）の一部として徴収し、生徒個人別管理のうえ学年終了時に実費精算を行い、積立金明細書を保護者へ交付し、余剰金は卒業時に返金します。
- ④ 各種検定については、学校が受検を推奨する各種検定試験の中から生徒保護者宛の文書により希望を確認し、模擬試験と同様に生徒保護者から学校指定金融機関への振込または自動で引き落としによって徴収します。

学校が各検定協会から受け取る事務処理費用につきましては、法人会計に収入計上するとともに、実費計算を行い余剰資金が発生した場合は、同校の教育レベル向上等の事業資金として活用させて頂きたいと考えています。

B. 産大中学高校

[中学校]

- ① 模擬試験代金は、従来と同様に模擬試験を授業時間帯に全員を対象として実施することから「行事等積立金」（預り金）の一部として徴収し、業者からの請求金額を「行事等積立金」から支出し、卒業時に積立金の明細書を保護者に交付します。
- ② 副教材費についても、従来と同様に「行事等積立金」の一部として徴収し、学校指定業者に発注・納品後、業者からの請求金額を「行事等積立金」から支出し、卒業時に積立金の明細書を保護者に交付します。
- ③ 各種検定については、希望者を対象として実施することから、各検定協会が定める検定料をその都度受検者から現金で徴収します。その際、保護者に対しては領収書を発行し現金の授受を明確にするとともに、各検定協会が定める事務処理費用については学校法人会計に収入計上します。

なお、今後においては現金での徴収を回避する方法を検討してまいります。

[高等学校]

- ① 模擬試験代金は、従来と同様に模擬試験を授業時間帯に学年・コースごと全員を対象として実施することから、「その他積立金」の一部として徴収し、業者からの請求金額を「その他積立金」から支出し、卒業時に積立金の明細書を保護者に交付します。
- ② 副教材費についても、従来と同様に学校指定業者が、学校内施設での教科書販売時（3月末）に販売し、代金は物品と引き換えに直接業者が受け取ります。また、年度途中で副教材を追加購入する場合は、学校側がその都度業者に発注し、支払いについては、業者からの請求金額を生徒の「その他積立金」から支出し、卒業時に積立金の明細書を保護者に交付します。
- ③ 各種検定については、前述の中学校の取扱いに準じて実施します。

4. コンプライアンス意識の徹底方策 【 調査報告書 p. 65 上段 】

【 対 応 】

副教材費および実習費以外の模擬試験および検定試験において事務手数料が発生することは教員、事務職員共に認識していながら、経理処理上違反であるとの認識が希薄であったことが挙げられます。そこで、教員のうち役職者および事務責任者を対象に、学校法人会計基準はじめ経理規程等はもちろん、組織規程や事務分掌規程の重要性を再認識させるための学内研修を実施するとともに、後述の通り、法人本部が主体となり、経理業務を一元化するよう抜本的に見直します。

5. 内部通報体制の見直し 【 調査報告書 p. 65 中段 】

【 対 応 】

平成 24 年 4 月 3 日制定の「学校法人大阪産業大学公益通報に関する規程」を再考し、通報窓口を、内部（内部監査室）と外部（弁護士）に設けます。また、各種通報に対して的確に対応できるよう「調査委員会」を立ち上げるとともに、通報者保護の観点から「通報者保護委員会」の位置づけも明確にします。

更に、これまで通報制度の周知方法に課題があったことから、通報制度に関するフローチャートを作成し、ホームページへアップすることで広く周知を図るなど、より実効性のあるものとします。

6. 関係者の懲戒等処分 【 調査報告書 p. 65 下段 】

【 対 応 】

本件の簿外取引問題に関与したとされた関係者を以下の通り懲戒処分等該当者として認め、速やかに懲戒委員会に諮ることとします。対象者の中には、既に雇用契約を終了している者も含まれますが、教育機関としての責任を明確にする意味で専任職員に準じて対応致します。

(1) 桐蔭中学高校関係者

< 第三者委員会提言者 >

役職・氏名	主な懲戒理由	備 考
前校長 a 氏	① 校長時代より渉外活動の諸費用のため、簿外資金を貯めておくよう指示。 ② 模擬試験事務手数料を独断で目的外に費消していた。 ③ 七夕会から個人口座へ送金させていた。	2013.3.31 校長（退） 2013.4.1 教育相談役（就） 2015.3.31 契約満了
元事務長 c 氏	① b 氏 等らの簿外資金支出等を容認していた。	2011.3.31 事務長（退） 2011.4.1 顧問（就）

		2015.3.31 契約満了
前事務長事務取扱 b氏	① a氏と共に資金を捻出し、目的外に費消していた。 ② e氏と無契約で業務委託していた。	2014.3.31 事務長扱(解) 2014.4.1 校長付(任)
前進路指導主事 d氏	① 模擬試験代金の私的流用。自己申告で返金済であるが、返金額に信憑性は認められない。	2014.12.28 依願退職

以上は、大阪桐蔭高等学校および大阪桐蔭中学校就業規則第34条(遵守義務)第1項第6号「本校の所有に属する金銭、物品を他に融通し、または私用に供しないこと。」に違反し、同規則第50条(懲戒の基準)第1項第8号「第34条各号の規定に違反した場合」に該当する。

<管理・監督関係者>

役職・氏名	主な懲戒理由	備考
校長 i氏	① 校長として簿外取引等を見逃していた。(管理監督責任)	
事務長事務取扱 j氏	① 事務長事務取扱として簿外取引等を見逃していた。(管理監督責任)	

以上は、同規則第50条(懲戒の基準)第1項第4号「監督不行届きまたは業務怠慢なため、事故を起こした場合」に該当する。

<その他関係者>

役職・氏名	処分理由	備考
会計課主任 f氏	① 簿外資金の支出に関する事務手続きを行った。	民事上の責任は問えない。
総務課主任 g氏	① 簿外資金の支出に関する事務手続きを行った。	民事上の責任は問えない。

(2) 産大中学高校関係者

<D問題関係者>

役職・氏名	懲戒理由	備考
校長 k氏	① 校長として簿外取引等を見逃していた。(管理監督責任)	

以上は、大阪産業大学附属高等学校就業規則第49条(懲戒の基準)第1項第4号「監督不行届きまたは業務怠慢なため、事故を起こした場合」に該当する。

7. 税務処理 【調査報告書 p.63 中段】

【対応】

本学校法人の実施している模擬試験等が法人税法上の34業種のいずれに該当し、

また、事業場を設けて、継続して営んでいる事業に該当するのかどうか、微妙な判断が求められる状況下にあることから、現在、税務当局の判断を仰ぐべく手続きを実施中であります。

8. 財務経理部門に係る内部統制の強化 【調査報告書 p. 64 中段】

【対応】

(1) 経理規程の見直しと業務への定着

当法人の経理規程は昭和47年3月31日に制定されて以来、見直しが行われていません。また、それを実務レベルまで規定した「実務要領」や「マニュアル」等が存在していません。

このような事態を受けて、監査法人等の専門的助言を得て「法人、大学、短大、高校、中学の機関毎の財務会計に係る内部統制上の課題の棚卸」、「改善策の提案・取り纏め」および「経理規程の改正および実務レベルのマニュアルの作成」を行い、これにより業務プロセスの見直しを図り、チェックおよび牽制機能等の内部統制の強化を図ります。

(2) 人事ローテーションの適切な実施

今回の行為は、経営者層による内部統制無視とある一定の担当者による共謀が主たる要因ですが、そのような要因を生み出した職場環境は、職員が長期間同一部署に在籍し、同一業務を担当していたことにあったと認識しています。

今後、適切な人事ローテーションを行います。

(3) 財務経理部門の人員確保

以前より、外部監査法人から「期末決算を早期化するために、経理知識のある適正な人員の確保や経理業務の法人本部集中化等、経理体制の強化が望まれます。」と指摘されてきました。

特に、桐蔭中学高校の事務室では、慢性的な人員不足が影響して総務部門と会計部門の職務分担がなされず互いの牽制機能が働いていませんでした。速やかに経理部門の人材を含め、適正な人員構成に改善します。

(4) 経理部門の管理職および担当者への研修・教育の実施

上記(1)のチェックおよび牽制機能等の内部統制機能を有効に機能させることとコンプライアンス重視の職場環境を確立するために、管理職等に研修・教育を継続的に行って参ります。

(5) 中学校・高等学校の業務実態の適切な管理

上記(1)～(4)の改善を図るプロセスの中で、中学校・高等学校の業務実態を適切に把握し、法人本部が中学校・高等学校の経理業務を包括的に管理するよう取り組んで参ります。

9. 継続的かつ適切な監査の必要性 【 調査報告書 p. 64 下段 】

【 対 応 】

監査は、その重要性から私立学校法において監事による監査が義務化されており、加えて、私立学校振興助成法でも公認会計士による監査が義務付けられています。

現状、ガバナンスおよび内部統制の仕組みを構築し、「学園の健全な発展と社会からの信頼を堅持する」という観点から、内部監査室は例年内部統制やリスク管理の仕組みなどが有効に機能しているかを業務執行部から独立した立場で「テーマ監査」「例年監査」「その他」の区分を設定し、内部監査計画を策定していますが、当面、経理部門の監査を強化して参ります。

以 上